



金 沢 市 公 報

号外第12号の10

平成24年(2012年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (")	2
訓令甲		金沢市環境局自家用電気工作物保安規程の一部改正について (環境政策課)	2
行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程 (行政経営課)	1	金沢市清掃工場当直規程の一部改正について (")	4
金沢市副市長事務分担規程の一部改正について (職員課)	2		

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成24年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整理に関する規程

(金沢市除雪作業本部当直規程の一部改正)

第1条 金沢市除雪作業本部当直規程(昭和62年訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「都市整備局土木部」を「土木局」に改める。

第3条中「土木部長」を「土木局長」に改める。

(医王ダム管理規程の一部改正)

第2条 医王ダム管理規程(平成13年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

金沢市長	産業局農林部農業総務課	加入電話による	を
	都市整備局土木部内水整備課	加入電話による	

金沢市長	農林局農業基盤整備課	加入電話による	に
	土木局内水整備課	加入電話による	

改める。

(金沢市政策調整会議等に関する規程の一部改正)

第3条 金沢市政策調整会議等に関する規程(平成22年訓令甲第6号)の一部を次のように改正する。

別表中「産業局長」を「経済局長 農林局長」に、「危機管理監 福祉健康局長」を「福祉局長 保健局長」に、「都市整備局長」を「都市整備局長 土木局長」に、「市立病院事務局長」を「市立病院事務局長 危機管理監」に、「会計管理者 農林部長 健康推進部長 土木部長」を「会計管理者」に改める。

(金沢市不祥事防止対策本部規程の一部改正)

第4条 金沢市不祥事防止対策本部規程(平成22年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

別表中「産業局長」を「経済局長 農林局長」に、「危機管理監 福祉健康局長」を「福祉局長 保健局長」に、「都市整備局長」を「都市整備局長 土木局長」に、「市立病院事務局長」を「市立病院事務局長 危機管理監」に、「会計管理者 農林部長 健康推進部長 土木部長」を「会計管理者」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市副市長事務分担規程（平成8年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第2号ク中「教育委員会及び」を削り、同クを同号ケとし、同号オからキまでを同号カからクまでとし、同号工の次に次のように加える。

オ 土木局に関する事務

第2条第3号中「森副市長」を「濱田副市長」に改め、同号イ中「産業局」を「経済局」に改め、同号キ中「他の執行機関（教育委員会及び農業委員会に限る。）」を「農業委員会」に改め、同キを同号コとし、同号カを同号ケとし、同号オを同号キとし、同キの次に次のように加える。

ク 危機管理監に関する事務

第2条第3号工中「福祉健康局」を「福祉局」に改め、同工を同号オとし、同オの次に次のように加える。

カ 保健局に関する事務

第2条第3号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 農林局に関する事務

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

別表農業センターに勤務する職員の項中「農業センター所長」を「農業振興課長」に改め、同表食肉衛生検査所に勤務する職員の項中「所長」を「試験検査課長」に改め、同表中「西部クリーンセンター又は東部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター又は東部環境エネルギーセンター」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第4号

庁 中 一 般

金沢市環境局自家用電気工作物保安規程（平成13年訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第3条第3号を削り、同条第4号中「西部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「東部クリーンセンター」を「東部環境エネルギーセンター」に改め、同号を同条第4号とする。

第4条第5号中「自主検査（以下「法定自主検査）」を「検査（以下「法定事業者検査）」に改める。

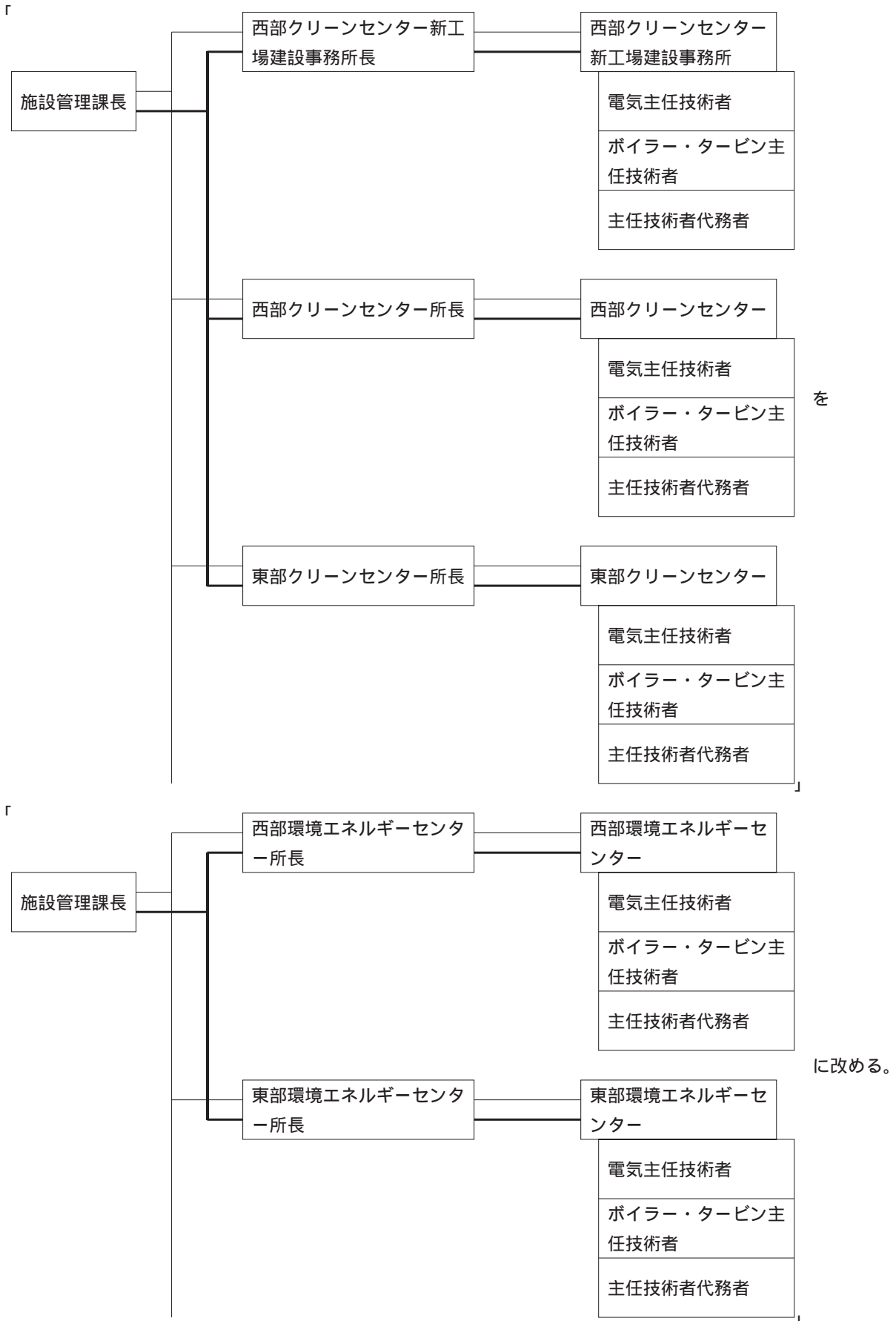
第13条中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第25条中「西部クリーンセンター新工場建設事務所、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンター」を「西部環境エネルギーセンター及び東部環境エネルギーセンター」に改める。

第26条第1項第5号中「法定自主検査」を「法定事業者検査」に改める。

第27条中「財産分界点」を「別表第4のとおり」に改める。

別表第1中



別表第2第3項を削り、同表第4項中「西部クリーンセンター分掌事務」を「西部環境エネルギーセンター分掌事務」に改め、同項を同表第3項とし、同表第5項中「東部クリーンセンター分掌事務」を「東部環境エネルギーセンター分掌事務」に改め、同項を同表第4項とする。

別表第3中

蒸 発 管 管 寄	外 観	日 常	外部スケールの付着状態	1回/年	亀 裂	1回/年	管肉厚 スケ ールの付 着状態	1回/ 2年	を
			内部スケールの付着状態						
			外部摩耗の状態						
			内部摩耗の状態						
			損傷 腐食						

蒸 発 管 管 寄	外 観	日 常	外部スケールの付着状態	1回/年(西部	亀 裂	1回/年(西部	管肉厚 スケ ールの付 着状態	1回/ 2年	に
			内部スケールの付着状態	環境エネルギー					
			外部摩耗の状態	センターにあっ					
			内部摩耗の状態	ては、1回/1					
			損傷 腐食	~4年)					

改める。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第27条関係)

事業所	責任の分界点
戸室新保埋立場	構内第1号柱の第1支持点 ^{がい} 碍子負荷側最初の電源接続点
西部管理センター	構内第1号柱の第1支持点 ^{がい} 碍子負荷側最初の電源接続点
西部環境エネルギーセンター	構内特高受変電室のキュービクル形ガス絶縁開閉装置内最初の電源接続点
東部環境エネルギーセンター	構内第1号柱の第1支持点 ^{がい} 碍子負荷側最初の電源接続点

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第5号

庁 中 一 般

金沢市清掃工場当直規程(昭和60年訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

平成24年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

第1条及び第2条第1項中「金沢市西部クリーンセンター及び金沢市東部クリーンセンター」を「金沢市西部環境エネルギーセンター及び金沢市東部環境エネルギーセンター」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年(2012年)3月31日 印刷	発行人	金 沢 市
平成24年(2012年)3月31日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	(株) 共 栄
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地		